

## (2014.1) 年金額引き下げに関わる「不服審査請求」について

年金受給者の皆さんへは12月上旬、「平成25年10月分からの年金額の改定について」という「年金額改定通知・振込み通知書」(はがき)が送られてきました。そこには「平成25年10月分としてお支払いする年金額からは、9月迄の額に比べてマイナス1・0%の改定が行われた額となっています。」と述べられています。

国民年金、厚生年金、共済年金、などの老齢、障害、遺族年金などは、種類や額に関係なく全ての年金が12月15日振込分から一律1%カットになります。

年金額は物価により変動させることになっていますが、2002年にかけて物価が下がった時に年金額を下げずに据え置いていた分が2・5%あるので、今になって10月から1%、来年4月からさらに1%、再来年4月に残りの0・5%を減額することが決められました。

その後は、「マクロ経済スライド」という仕組みで年金削減を続ける流れにしようとしています。

今度の年金額切り下げは、10年あまり昔の消費者物価指数の下落が反映されていないという理由ですが、それは「物価が上昇する状況のもとで解消」するとしていた政府の考えとも矛盾します。

全日本年金者組合では、どう考えても不当な年金の切り下げだとして「不服審査請求」の運動に取り組んでいきます。前記の「はがき」の裏面をよく読んでみると、小さな文字で「決定に不服があるときは60日以内に審査請求ができます」と書かれています。ですから「不服審査請求」は費用もかかりませんし、法律で認められた国民の権利の行使です。年金を受給している人ならどなたでもできます。

すでに「不当な年金引き下げには納得できない」「もう黙ってられない」と、多くの人たちが不服審査請求に取り組み始めています。年金引き下げの流れを変えさせるために、不服審査請求運動へ参加しましょう。

(連絡先 全日本年金者組合川崎みなみ支部)

TEL

044-211-5164